

## 1 委託業務名

県産牛肉等学校給食提供推進事業食育視聴覚資材製作業務

## 2 目的

今年度、県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県産畜産物の消費拡大を目的に県産牛肉等学校給食提供推進事業で、県内の小中学校等の学校給食に県産牛肉及び地鶏肉の提供を実施しているところ。

今回の企画コンペでは、県内の将来を担う児童や生徒に対して、食材提供と併せて、県産畜産物への理解と郷土愛醸成を目的に、食育視聴覚資材（DVD）を製作する。

## 3 委託業務の内容

県内の将来を担う児童や生徒等に対して、県産畜産物への理解と郷土愛醸成を目的に、県産牛肉及び地鶏肉のPRを行う食育視聴覚資材（DVD）の製作を行う。

※詳細は、県産牛肉等学校給食提供推進事業食育視聴覚資材製作業務仕様書のとおり。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和3年（2021年）3月10日（水）まで

## 5 委託費

### （1）契約上限額（予算額）

1, 200, 000円（消費税及び地方消費税を含む、消費税率10%）を上限とする。

提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

### （2）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（資材費、デザイン費、人件費、通信運搬費等）とする。

## 6 実施スケジュール（予定）

・参加申込書提出期限	令和2年（2020年）12月 4日（金）
・企画提案書提出期限	12月14日（月）
・審査会（書類審査）	12月15日（火）
・審査会結果通知	速やかに実施
・委託契約内容協議・委託契約締結	速やかに実施
・委託契約終了	令和3年（2021年） 3月10日（水）

## 7 企画コンペの対象者となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 法人又は法人で構成される団体。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、(3)以下に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
  - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (7) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (8) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
  - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
  - ウ 一申請者一提案  
申請については、一申請者につき一提案とする。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないものとする。  
なお、代表団体及びその構成員は上記の(3)～(7)のすべてを満たすこととする。

## 8 企画コンペ参加申込み

本企画コンペに参加する者は、以下により必要書類を提出するものとする。

- (1) 提出物
  - ア 企画コンペ参加申込書【様式1】
  - イ 質問書【様式2】※質問がない場合は、質問書の提出不要
  - ウ 熊本県競争入札参加資格の資格審査結果通知書の写し
- (2) 提出方法：持参又は郵送

※質問書については、電子メールでの提出可 (kimura-m-da@pref.kumamoto.lg.jp)

- (3) 提出先 : 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1  
熊本県農林水産部生産経営局畜産課  
(TEL096-333-2397)
- (4) 提出期限 : 令和2年(2020年)12月4日(金) 17時必着(郵送の場合も同様)
- (5) その他  
質問書に対する回答は、質問者を匿名として全ての参加者に対して行う。

## 9 提案書の提出

- (1) 提出物  
提案内容と概算見積書を含む提案書(様式は自由)を、原則としてA4紙・左綴じとし、正本にのみ【様式3】を表紙として編纂したもの。  
※提案業者名を伏せた状態で審査を実施するため、提案書の中に提案業者が特定されるような記載をしないこと
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出部数 6部(正本1部、副本5部)
- (4) 提出先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1  
熊本県農林水産部生産経営局畜産課
- (5) 提出期限 令和2年(2020年)12月14日(月) 17時必着(郵送の場合も同様)
- (6) 注意事項
- ①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。
    - ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
    - ・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
    - ・企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
    - ・審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合
  - ②提出された提案書の取扱いは、以下による。
    - ・提案書は返却しない
    - ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする
    - ・提案書は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる
    - ・提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある

## 10 受託者の選定方法

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を決定する。

- (1) 審査会  
委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮し、5名を選出する。
- (2) 企画提案書の審査(書類審査)及び企画案の選定
- ①審査会は提案内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した契約候補者(以下「契約候補者」という。)として選定する。

1. 動画の内容	50点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の目的を理解した企画内容となっているか。</li> <li>・県産牛肉の特徴を分かりやすく伝える内容となっているか。</li> <li>・県産地鶏(天草大王)の特徴を分かりやすく伝える内容となっているか。</li> <li>・「くまモン」を効果的に活用し、県産畜産物のPRに有効なものになっているか。</li> <li>・小中学校の児童や生徒でも理解できる内容となっているか。</li> </ul>	
2. DVD表面デザイン	10点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の目的を理解したデザインとなっているか。</li> <li>・「くまモン」等を効果的に活用し、県産畜産物のPRに有効なものになっているか。</li> </ul>	
4. スケジュール、経費	10点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業スケジュールは適当であるか。</li> <li>・提案内容から勘案して、見積価格は妥当か。</li> </ul>	

- ②提案書の選考委員の持ち点は各70点とし、合計点は70点×5人=350点とする。また、最低基準を35点×5名=175点とし、最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加業者を公募し、企画を募集する。
- ③最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ④審査結果については、提案書を提出した者全員に通知する。
- ⑤参加登録者からの選考理由に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。
- ⑥契約候補者が、第7の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を契約候補者とする。

## 1.1 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

## 1.2 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

## 1.3 その他

- (1) 企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
- (2) 企画コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届【様式4】を提出すること。
- (3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。